2 3 川 監 公 第 6 号 平成 2 3 年 8 月 1 0 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成22年11月25日付け22川監公第11号で公表した定期監査(工事監査)、平成22年12月10日付け22川監公第15号で公表した定期監査及び同日付22川監公第16号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市教育委員会委員長及び川崎市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

東 正 則

同 石川建二

23川総行革第138号 平成23年6月30日

 川崎市監査委員
 松川
 欣起
 様

 同
 奥宮
 京子
 様

 同
 東
 正則
 様

 同
 石川
 建二
 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成2 2年12月10日付け22川監報第8号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

1 実効性のある財産調査を行うべきもの

[指摘の要旨]

確定判決により債務名義のある債権の回収事務をみたところ、平成14年度及び 16年度に強制執行の手続が執られたが、その後は債務者の事務所近辺を外観上確 認するなどにとどまり、実効性のある財産調査が行われていなかった。

債務名義を有する債権は、債務者の財産状況により強制執行の手続を執らなければならないことから、実効性のある財産調査を行われたい。

[措置内容]

債務者の滞納徴収状況を調査したところ、既に地方税法(昭和25年法律第226号)による滞納処分の停止がされていることを確認しました。また、当該住所地を訪問して現地確認をしたところ、住居は賃貸アパートであり、債務者の所有する車両その他の財産的価値を有する動産及び不動産は確認できませんでした。

今後は、商業(法人)登記簿や住民登録の状況その他債務者への調査など、 実効性のある財産調査を引き続き行うよう努めます。

(財政局資産管理部資産運用課)

2 広告の掲載手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市ホームページのトップページにおけるバナー広告の取扱事務についてみ たところ、次のような事例があった。バナー広告の掲載手続を適正に行われたい。

(1) 調定手続が遅れていたもの

[指摘の要旨]

掲載承認通知日から約2~4箇月経過後に調定していた事例

「措置内容〕

広告掲載承認通知後、速やかに調定を行うこととし、関係職員に対し周知徹底 しました。

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(2) 納期限を掲載日前日にしていなかったもの

[指摘の要旨]

掲載日から約2~5筒月経過した日を納期限としていた事例

[措置内容]

納期限を掲載日の前日とするよう、また、広告掲載日前までに納付状況を確認 し、納付の確認が取れないものについては納付について確認した上で掲載手続を 行うよう関係職員に周知徹底するとともに、要領の見直しを検討します。

(市民・こども局シティセールス・広報室)

(3) 広告掲載料の納付状況を確認していなかったもの

[指摘の要旨]

従前の広告掲載料が未納であるにもかかわらず、引き続いての広告掲載の申込 みに対して承認通知を送付していた事例

「措置内容]

従前の広告掲載料の納付状況を確認してから広告掲載するよう改め、関係職員 に対し周知徹底しました。

(市民・こども局シティセールス・広報室)

3 共通利用券の取扱いを適正にすべきもの

「指摘の要旨】

川崎市市民ミュージアム及び川崎市岡本太郎美術館の共通利用券の取扱状況を確認したところ、次のような事例があったので、共通利用券の取扱いを適正に行われたい。

(1) 売上収入の事業費への充当方法を定めるべきもの

共通利用券の売上収入は、販売した取扱施設と実際に利用された取扱施設が異なる場合は、原則として利用された取扱施設の事業費として充当すべきところ、 充当方法について定めのないまま、販売した取扱施設の事業費として充当していた事例

(2) 共通利用券の管理を適正に行うべきもの

ア 共通利用券の導入時から川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)に よる帳簿の作成及び出納手続がされていなかった事例

- イ 収納事務の受託業者の在庫を適正に管理していなかった事例
- ウ 誤って廃棄していた事例

「措置内容〕

適正な共通利用券の管理及び充当方法について定めた運用指針を制定し、平成2 3年4月から同運用指針に基づき適正な事務の執行に努めています。

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館)

4 観覧料を適正に定めるべきもの

[指摘の要旨]

観覧料の決裁が企画展の開催終了後にさかのぼって行われていた。

観覧料の決定に当たっては、川崎市市民ミュージアム条例等に基づき、適正に行われたい。

[措置内容]

観覧料の決裁は、企画展の開催前に行うよう関係職員に周知徹底しました。

なお、平成23年度の企画展に係る観覧料については、平成23年3月に決裁を 完了させ、適正な事務の執行を行いました。

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

5 資金の返還に係る債権の管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨】

看護師等修学資金の返還に係る債権をみたところ、平成17年度及び18年度に 歳入の調定がされたもののいまだ納入されていない債権について、その貸付けの経 緯や滞納の状況が記録された文書が残されておらず、催告や督促の有無について確 認することができなかった。

返還に係る債権の管理を徹底し、滞納債権については適切に収納されたい。

[措置内容]

指摘のあった債権については、収納に向けた取組みに努めています。なお、 平成19年度以降の債権については、貸付等の状況を台帳化する等の手段に より、適正な債権管理及び滞納債権の適切な収納を行っています。また、指 摘事項について関係職員に周知しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

6 徴収事務の委託に当たり契約内容を見直すべきもの

[指摘の要旨]

本市が所有する市内の空中写真及び斜め写真について市民等から複製申請があった場合は空中写真・斜め写真のネガフィルム等保管及び写真複製業務に関する契約により受託業者が複製、納品及び複製料金の徴収を行っているところ、当該契約に基づくフィルム使用料は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項による私人に徴収の事務を委託することができる歳入に該当しないものである。

今後も徴収事務を委託するのであれば、当該契約の見直しを行い、同項に定める 歳入となるよう取り扱われたい。

「措置内容]

空中写真及び斜め写真のフィルム使用料の徴収事務を職員が行うこととするため、 委託契約の内容を見直し、平成24年度から事務手続を変更する方向で検討してい ます。

(まちづくり局計画部都市計画課)

7 収納事務の受託者に滞納者への納付指導を適正に行わせるべきもの

「指摘の要旨]

市営住宅使用料の収納事務については、委託契約により川崎市住宅供給公社(以下「公社」という。)に委託しているが、公社は要綱及び要領に定められた夜間の訪問納付指導を行っていなかった。また、公社が作成した平成21年度の滞納整理戸別訪問調書から、訪問戸数に対する在宅戸数の割合は低く、戸別訪問を実施する効果が十分に上がっていない状況であった。

市は、公社に対して要綱及び要領に基づいた滞納者への納付指導を適正に行わせることとされたい。

「措置内容]

公社に対して、夜間と休日の訪問納付指導を実施するよう指示するとともに、平成22年10月から年度末まで及び平成23年度の訪問納付指導計画を策定させました。

これを受け、公社は、平成22年11月から夜間と休日の訪問納付指導を開始するとともに、平成23年4月から滞納担当者を増員し、引き続き、夜間と休日の訪問納付指導を行っています。

今後は、年間、四半期及び月間計画を策定させるなど適切な指導及び指示を行い、 適正な委託管理に努めます。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

8 支出事務を適正に行うべきもの

「指摘の要旨〕

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務処理を 行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの

「指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付をさかのぼって事務処理を行っていた事例

[措置内容]

事務を計画的に執行することにより、予算執行伺、契約等の手続を規則に則り 適切に行うよう関係職員に周知徹底しました。

(総合企画局都市経営部広域企画課、同企画調整課、同統計情報課、神奈川口・臨海部整備推進室、自治政策部、財政局資産管理部資産運用課、市民・こども局市民生活部市民協働推進課、同地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、人権・男女共同参画室、シティセールス・広報室、市民スポーツ室、市民文化室、川崎市岡本太郎美術館、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同動物愛護センター、まちづくり局総務部企画課、計画部都市計画課、同景観・まちづくり支援課、市街地開発部市街地整備推進課、同住宅整備課、同住宅管理課、登戸区画整理事務所、小杉駅周辺総合整備推進室、施設整備部施設計画課、指導部建築情報課)

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

「指摘の要旨】

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている

が、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう 分割して起案していた事例

[措置内容]

物品等の在庫を適宜確認し、発注を計画的に行うことにより、定められた限度 額を超える契約については規則に則り適切に行うよう関係職員に周知徹底しま した。

(総合企画局都市経営部広域企画課、同企画調整課、自治政策部、財政局財政部 庶務課、資産管理部資産運用課、市民・こども局市民生活部市民協働推進課、同 地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本 太郎美術館、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、 健康安全室、同衛生研究所、同中央卸売市場食品衛生検査所、同動物愛護センタ ー、まちづくり局計画部都市計画課、交通政策室、市街地開発部市街地整備推進 課、同住宅整備課、施設整備部施設計画課、指導部建築情報課)

9 支出に関する証拠書類を適正に扱うべきもの

[指摘の要旨]

2009年スーパー陸上競技大会の運営負担金の支出事務についてみたところ、 予算執行伺に添付された依頼文の首標金額が訂正されていた。

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)に基づき、支出に関する証拠書類を適正に扱われたい。

「措置内容]

川崎市金銭会計規則に則り、支出に関する証拠書類を適正に扱うよう関係職員に 周知徹底しました。

なお、指摘事項に係る書類については、依頼者から正しい金額のものを受領しま した。 (市民・こども局市民スポーツ室)

10 委託業務の実施方法を見直すべきもの

[指摘の要旨]

重点密集市街地の改善に向けた建替等相談業務委託(以下「相談業務委託」という。)の実施状況をみたところ、相談会への住民の参加状況から相談業務委託の効果は十分発揮されているとはいえない。

委託目的が効果的に達成できるよう実施方法について見直しを検討されたい。

[措置内容]

地域住民への意識の再調査等を行った上で、相談会の開催方法を含めた取組みの見直しを行います。また、町内会などの催し等に積極的に参加し、相談会を行っていくこととします。

(まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課)

11 委託金額を適切に積算すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市市民ミュージアム学芸業務運営委託契約(以下「運営委託契約」という。)をみたところ、委託金額の積算において学芸業務に要する人件費が計上されていなかった。これは教育委員会事務局の所管である財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱による補助金の中に、学芸業務に要する人件費が含まれていることによるものであった。

委託契約の受託者に対し、受託業務に要する人件費を補助金で出すべきではない ため、委託金額の積算に当たっては、人件費を含め適切に行われたい。

なお、運営委託契約の見直しに当たっては、教育委員会事務局と調整されたい。 [措置内容] 運営委託契約の委託金額については、平成23年度から学芸業務に要する人件費 を含めて積算しています。

また、財団法人川崎市生涯学習財団補助金の額については、当該学芸業務に要する人件費を除いて積算しています。

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

12 契約の内容を明確にするとともに適正に履行を確認すべきもの

[指摘の要旨]

予防接種事業の一部委託に関する契約書、がん検診事業の一部委託に関する契約 書及び歯周疾患検診事業の一部委託に関する契約書において、研修委託費の額の記 載はあるものの、研修の内容等の記載がなかった。

また、これらの契約書について、契約期間終了後に受託者から提出された実績報告書に研修の内容等が記載されず、実績報告書が提出されていないものもあった。 契約の締結に当たってその内容を明確に定めるとともに、履行について適正に確認されたい。

[措置内容]

受託者と協議の上、予防接種事業の一部委託に関する契約書及びがん検診事業の 一部委託に関する契約書には研修内容等を記載するよう改めました。

また、今後は、歯周疾患検診事業の一部委託に関する契約書に研修内容等を記載するよう改めるとともに、実績報告書に研修内容等を記載することにより適正に履行を確認します。

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

13 委託契約の完了検査を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

川崎市営住宅駐車場管理委託契約書に基づき提出された管理委託報告書についてみたところ、仕様書に定められた業務の処理件数の記載のないものが多数あり、仕様書で定められた業務内容と一致しておらず、完了検査が十分行える様式とはなっていなかった。

報告書は支出の根拠となるものであることから、受託者に報告書の記載方法について周知徹底を図るとともに、報告書様式の見直しや必要に応じ現地調査を実施するなど、完了検査を適正に行うこととされたい。

[措置内容]

業務の処理件数の記載のない報告書については、履行状況を確認するなどし、適 正な完了検査を行いました。また、受託者に記載方法を指導するとともに、報告書 様式については、平成23年度報告分から見直しを行います。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

14 不法占有の状態を解消すべきもの

「指摘の要旨】

代替地として管理している土地を抽出して現地調査したところ、駐車場や畑など として不法占有されている土地があった。

代替地は直接行政の用に供さないものの市の貴重な財産であることから、不法占 有の状態が解消されるよう適正に管理されたい。

[措置内容]

市有地を駐車場として不法占有している隣接地権者に対しては、借受契約の成立 に向けての調整を続けています。なお、借受契約が成立しない場合には、柵等によ る囲込みなどの管理措置を実行することによって、不法占有状態の解消を図ります。 また、市有地を畑などとして不法占有している隣接地権者に対しては、市有地の

不法占有状態を解消するように指導したところ、隣接地権者はこれに応じ、不法占

有が解消していることを確認しました。

(財政局資産管理部資産運用課)

15 備品及び医薬品を適正に管理すべきもの

「指摘の要旨]

地域医療課及び同課の所管する各区の休日急患診療所等の備品について配置場所を把握していなかった。

配置場所が不明であると備品の存否という基本的な確認ができないことから、配置場所を把握されたい。

また、休日急患診療所において使用する医薬品の消耗品出納簿について払出しの 処理を行っていなかった。

当該医薬品の在庫数を適切に把握するため、払出しの処理を適正に行われたい。 なお、これらの点については、平成19年度の定期監査により同様の指摘をして いたものである。一部に改善がみられたものの、いまだ管理が不十分なものである。 是正に向けて速やかに取り組まれたい。

[措置内容]

指摘事項について関係職員に周知し、現在、備品及び医薬品の在庫確認作業を行っています。また、医薬品については、平成23年6月に稼動開始した診療所医療情報システムの処方情報を活用することにより、より正確な在庫管理ができるよう努めています。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

16 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみた

ところ、次のような事例があったので、総務局が定めた基準である各種団体の会計 業務に関する運用(以下「運用基準」という。)に沿って行うよう改められたい。

「指摘の要旨]

(1) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に 基づかなければならないとされているが、指示書に基づかない出納を行っていた 事例

「措置内容〕

現金の出納に当たっては、指示書を作成し、運用基準に沿った事務を行うよう 改め、関係職員に周知徹底を図りました。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、健康福祉局健康安全室)

[指摘の要旨]

(2) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿が作成されていなかった事例

「措置内容〕

現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿を作成するなど、運用基準に沿った 事務を行うよう改め、関係職員に周知徹底を図りました。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、健康福祉局健康安全室)

[指摘の要旨]

(3) 運用基準第5条で備えておくべきものとされている領収書がなかった事例 [措置内容]

現金の出納に当たっては、領収書等を備えることとし、運用基準に沿った事務 を行うよう改め、関係職員に周知徹底を図りました。

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

17 その他改善を要するもの

「指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再 発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が 行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 普通財産の貸付料の督促手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

督促状の発送又は納期限について、川崎市財産規則(昭和39年規則第33号) に定める日により手続を行っていなかった事例

[措置内容]

普通財産の貸付料の督促手続に当たっては、川崎市財産規則を遵守することを 関係職員に周知徹底しました。その後は、規則に定める日により手続を行ってい ます。

(財政局資産管理部資産運用課)

(2) 使用の許可等の手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨】

施設の使用に当たり使用の許可等の手続を行っていなかった事例

「措置内容]

使用許可等の手続を適正に行いました。

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

(3) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

観覧料等の収納金について、会計管理者が認める期日までに公金取扱金融機関 への払込みを行っていなかった事例

[措置内容]

入金する担当者を複数にし、会計管理者が認める期日までに払込みを行うよう 改善しました。

(市民・こども局川崎市岡本太郎美術館)

(4) 使用料を適正に納付させるべきもの

「指摘の要旨】

川崎市財産規則の定める期限内に行政財産の使用料を納付させていなかった 事例

[措置内容]

行政財産の使用料については、川崎市財産規則の定める期限内の納付に十分間 に合うよう調定事務及び納入通知書発送の時期を改善し、関係職員に周知しまし た。

(健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室動物愛護センター)

(5) 貸付金の借用証書を適正に作成させるようにするもの

[指摘の要旨]

貸付金の借用証書について、誤った借用期間が記載されていた事例

「措置内容]

借用証書の作成者に対して記入例を示し、誤りのないよう指導することとし、 関係職員に周知しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(6) 精算事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 前渡金の精算を行っていなかった事例

「措置内容〕

指摘のあったことについては、是正しました。更に、前渡金の精算事務を適 正に処理するよう関係職員に周知徹底しました。

(総合企画局公園緑地まちづくり調整室)

[指摘の要旨]

イ 概算払の精算を速やかに行っていなかった事例

[措置内容]

指摘のあったことについては、是正しました。更に、概算払の精算事務を適 正に処理するよう関係職員に周知徹底しました。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課)

(7) 補助金の執行を適正に行うべきもの

「指摘の要旨】

ア 補助対象外事業費を補助対象として交付決定し、額の確定を行っていた事例 [措置内容]

補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、事業内容の精査をして十分な 審査を実施していきます。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課)

[指摘の要旨]

イ 補助事業等の経費の配分、使用方法等の記載がない申請書のまま補助金の交 付決定が行われていた事例

「措置内容]

補助金の交付決定に当たっては、補助事業等の経費の配分、使用方法等に関する事項の申請書への記載の確認を徹底していきます。

(市民・こども局市民スポーツ室、市民文化室)

[指摘の要旨]

ウ 補助金交付要綱に補助事業等の経費の配分、使用方法等が明確に定められて いない事例

[措置内容]

指摘事項については、予算執行伺及び事業報告書等において、補助事業等の 経費の配分、使用方法等を明確に記載することにより対応を図ることとし、関 係職員に周知徹底しました。

(市民・こども局市民生活部市民協働推進課)

(8) 請求書を適正に訂正させるようにするもの

「指摘の要旨】

事業者から提出された請求書について、訂正が不十分のまま受け取っていた事 例

「措置内容]

事業者から提出された書類に不適正な訂正がないかを確認するよう関係職員に周知徹底しました。

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(9) 補助金の支払いの時期又は方法について検討すべきもの

「指摘の要旨]

概算払としている補助金の支払時期が3月下旬等であった事例

[措置内容]

当該補助事業の趣旨を鑑みて、平成23年度内を目途に交付時期等の見直しを 検討することとし、関係職員に周知しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(10) 契約書において契約の成果物又は契約期間を適正に記載すべきもの 「指摘の要旨]

委託契約書に成果物についての記載が十分にされていなかった事例及び委託 契約書に記載された契約期間が実際のものよりも短期間であった事例

[措置内容]

平成23年度の契約に当たって、契約期間については適正なものとしました。 今後は、成果物の記載について見直しを行います。

(健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課)

(11) 損害保険関係事務について所管課への指導を徹底すべきもの

「指摘の要旨]

除却された建物に保険料を支払っていた事例及び保険対象から漏れていた事 例

[措置内容]

損害保険関係事務については、文書による通知や説明会等を通じて、一層の事 務処理の徹底を図っていきます。

なお、指摘事項については、建物総合損害共済の異動手続を完了しました。

(財政局資産管理部資産運用課)

(12) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 代替地として管理している土地、休日急患診療所及び衛生研究所において境 界標が見当たらなかった事例

「措置内容〕

代替地として管理している土地及び休日急患診療所については、今後は、予 算も含めて必要な措置を行い、適正な管理に努めます。

衛生研究所については、境界線を明確にするために平成23年度中に測量を する予定です。

(財政局資産管理部資産運用課、健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全 室衛生研究所)

「指摘の要旨]

イ 休日急患診療所及び動物愛護センターにおいて測量図がなかった事例 「措置内容]

休日急患診療所については、今後は、予算も含めて必要な措置を行い、適正 な管理に努めます。

動物愛護センターについては、その後、平成18年度に用地確定を行った際の書類を確認しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室動物愛護センター)

[指摘の要旨]

ウ 動物愛護センターにおいて使用許可なくごみ集積所が設置されていた事例

[措置内容]

ごみ集積所の使用許可に向けて手続を進めています。

(健康福祉局健康安全室動物愛護センター)

「指摘の要旨]

エ 休日急患診療所の管理人が使用許可を受けていない会議室を使用していた 事例

[措置内容]

休日急患診療所の管理人に対して、適正な範囲を使用するよう指導し、平成23年3月中に適正な状態となっていることを確認しました。また、今後も、定期的に職員が休日急患診療所を訪れ、確認することとします。これらについて、関係職員に周知しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

「指摘の要旨]

オ 部局間において一時的に使用させている土地について使用承認の手続を行っていなかった事例

「措置内容〕

当該土地は、再開発事業による権利変換に伴い市有地ではなくなったため、 使用承認の必要はなくなりましたが、今後、同様の事例がある場合には、適正 な手続を行うよう努めます。

(まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課)

(13) 備品管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

- ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例
- イ 重要物品について保管していない絵画を登録していた事例
- ウ 贈与又は寄附により受けた物品について、物品の受入検査をしないなど受入 れの手続を行っていなかった事例
- エ 現物は廃棄済みであるが、不用の決定及び処分の決定を行っていないため、 出納簿に登載されていた事例
- オ 所在不明となっている事例
- カ 保管換えの手続が行われていない事例
- キ 備品票がちょう付されていない事例
- ク ちょう付されている備品票の品名又は番号に誤りのあった事例
- ケ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例
- コ 同一の備品について出納簿に重複して登載していた事例
- サ 使用者が旧使用者のままとなっていた事例
- シ 廃棄処分時に誤って同じ種類の別の備品を抹消していた事例 「措置内容]

指摘のあった備品の管理については、健康福祉局保健医療部地域医療課を除き、適切な事務処理を行いました。同課のものについても、速やかに対応を図ります。

(総合企画局自治政策部、財政局財政部財政課、税務部税制課、同課税指導課、同市民税課、市民・こども局市民生活部庶務課、同地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、平和館、シティセールス・広報室、川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同中央卸売市場食品衛生検査所、同動物愛護センター、まちづくり局総務部企画課、計画部都市計画課、市街地開発部市街地整備推進課、同住宅整備課、同住宅管理課、同住宅建替推進課、施

設整備部施設計画課)

(14) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

- ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例
- イ 切手又は薬品について、出納簿と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘のあった消耗品の管理については、適切な事務処理を行いました。

(財政局税務部市民税課、同収納対策課、市民・こども局市民生活部地域安全 推進課、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健 康安全室、同中央卸売市場食品衛生検査所)

(15) 出納員の任命手続を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

物品出納員を任命していなかった事例

[措置内容]

物品出納員の任命手続を適正に行うことを周知徹底し、物品出納員を適正に任命しました。

(総合企画局公園緑地まちづくり調整室、神奈川口・臨海部整備推進室、財政局 滞納債権対策室)

(16) 申請書の受付を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

申請書に受付印が押印されていなかった事例

[措置内容]

申請書の受付業務の受託者に対して押印の指導を行い、受付印を押印するよう 改善しました。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

23川市選第484号 平成23年6月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 東 正則 様

同 石川 建二 様

川崎市選挙管理委員会 委員長 小原 敏男

監査の結果に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成22年12月10日付け22川監報第8号をもって提出のありました定期 監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査に対する措置状況

1 支出事務を適正に行うべきもの

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務 処理を行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの [指摘の要旨]

歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受

けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の 日付をさかのぼって事務処理を行っていた事例

[措置の内容]

事務を計画的に執行することにより、予算執行伺、契約等の手続を規則 に則り適正に行うよう、関係職員に対して周知徹底しました。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

「指摘の要旨]

定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ 契約依頼しなければならないとされているが、物品等について一括発注と すべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事 例

「措置の内容]

物品等の在庫を適宜確認し、発注を計画的に行うことにより、定められた限度額を超える契約については、規則に則り適正に事務処理を行うよう、 関係職員に対して周知徹底しました。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

2 その他改善を要するもの

(1) 備品管理を適正に行うべきもの

「指摘の要旨]

現物は廃棄済みであるが、不用の決定及び処分の決定を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

[措置の内容]

指摘のありました備品につきましては、川崎市物品会計規則に基づき不 用の決定及び処分の決定を行い、適正な事務処理を行いました。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

(2) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

[措置の内容]

指摘のありました消耗品の管理につきましては、川崎市物品会計規則に 基づき適正な出納管理に改めました。また、規則に基づき適正な出納管理 が行われるよう関係職員に周知徹底しました。

(選挙管理委員会事務局選挙課)